

総社市吉備線整備方針等検討委員会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月31日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第29号

総社市吉備線整備方針等検討委員会設置条例の一部を改正する条例

総社市吉備線整備方針等検討委員会設置条例（平成26年総社市条例第35号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>建設部</u> において処理する。	(庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>市民生活部</u> において処理する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。